平成２６年（フ）第３７号
釧路市東川町13番19号　コーポ―シングルライフ１階やなぎ
債務者　山岸みつ子
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月４日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第４５号
釧路市文苑４丁目31番10号
債務者　植野　貴広
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月４日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第６号
川崎市高津区千年630番地６　フジヤビル201
債務者　林　佐知雄
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３７号
川崎市高津区溝口５丁目３番８号　ＲＥＳＩＤＥＮＣＥＭＩＺＯＮＯＫＵＣＨＩ202
債務者　吉田　絵美
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第６０号
川崎市川崎区大島５丁目１番６号　深町荘２Ｆ
債務者　竹ヶ原勝保
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第７２号
川崎市川崎区渡田新町３丁目11番12号　シティハイム渡田新町102
債務者　橋口　直臣
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第７７号
川崎市川崎区下並木14番地３　ダイアパレス川崎第３―106
債務者　山本由美子
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３４７号
神奈川県大和市林間１丁目６番19号　メゾンプラネックス３―201
債務者　相樂　玲子
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３７６号
神奈川県海老名市上郷１丁目30番13号
債務者　寺田　和史
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４３３号
横浜市金沢区並木１丁目２番４―407号
債務者　安藤　和彦
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４４１号
神奈川県藤沢市片瀬１丁目３番33号　コーポ石原山201
債務者　佐藤　規宏
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４４９号
横浜市戸塚区下倉田町555番地　第１山仁ハイツ202号
債務者　平野　和幸
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７号
熊本県人吉市紺屋町19ピアーレマンション205、住民票上の住所熊本県球磨郡多良木町大字多良木469番地１
債務者　愛甲　貴晴
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月６日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２６年（フ）第１２７号
東京都立川市一番町４丁目13番地の１ラ・ルミナール502号
債務者　中嶋　洋介
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１９０号
東京都小金井市緑町２丁目９番25号グリーンパークＴ・Ｋ202
債務者　岡本　清子
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部